

# 市民投票制度の基本的な考え方(案)への意見募集に対する 市民意見の概要とそれに対する市の考え方

## 1. 市民意見募集実施期間

平成 19 年(2007 年)10 月 24 日(水)～11 月 12 日(月)

## 2. 集計結果

提出方法別提出者数と意見件数

	提出方法	提出者数	意見件数
1	郵便	0人	0件
2	ファクス	1人	3件
3	電子メール	1人	1件
4	所管課への直接提出	2人	7件
5	その他	0人	0件
	合計	4人	11件

市民投票制度の基本的な考え方(案)への意見募集に対する  
市民意見の概要とそれに対する市の考え方

3. 市民意見の概要とそれに対する市の考え方

	該当箇所	市民意見の概要	市の考え方
1	p.2 なぜ「住民投票」ではなく「市民投票」なのか	自治基本条例において、「市民」は、在住者のみならず在勤、在学、市民活動団体などと規定しているが、市民投票の実施請求や投票は在住者に限るとするのは矛盾があると思う。「市民投票」ではなく「住民投票」とすべき。	自治基本条例においては、「市民」の範囲を定めるのではなく、個別の制度や仕組みの中で範囲を定めていく、という考え方の下で、広く意味を捉えて使用することとしており、一般的に市民や住民をさす言葉は、「市民」という用語で統一しています。
2		「市に住所を有する 18 歳以上の者(外国人を含む)の6分の1以上」は、当初案の「3分の1」から大きな前進面であると考える。	自治基本条例を制定するための検討の中で、市民意見を踏まえて、当初は「3分の1」としていたものを、市民投票を実施するよう発議する権利を強く保障すること、市の人口からみて、3分の1(約10万人)以上の署名を集めることは、現実には非常に困難であることなどから、市町村合併に関する法律など、他の法令を参考にして、「市に住所を有する 18 歳以上の者(外国人を含む)の6分の1以上」としたものです。
3	p.3 請求に必要な署名数	実施請求が、18 歳以上の市内在住者の 6 分の 1 というハードルは、昨今の市議会議員選挙等の投票率の低さから見ても、高すぎる。もう少しハードルを低くしてはどうか。	市民投票の案件は、地域社会の状況を踏まえて、個々に判断されるものであり、あらかじめ行政が定めることは、自治基本条例の趣旨にそぐわないこと、発議に必要な署名数を収集した時点で、市民投票にふさわしい事項であると考えられることなどから、対象事項を限定せず、市民投票の対象とならない事項を列挙する方法で規定することにより、対象事項を広くしています。
4	p.5 1. 市民投票の対象となる事項	対象とならない事項のみを列挙し、対象事項を絞らぬ方向性は妥当であると思う。市民の自由な発意が可能な限り生かされるべきである。	市民投票の案件は、地域社会の状況を踏まえて、個々に判断されるものであり、あらかじめ行政が定めることは、自治基本条例の趣旨にそぐわないこと、発議に必要な署名数を収集した時点で、市民投票にふさわしい事項であると考えられることなどから、対象事項を限定せず、市民投票の対象とならない事項を列挙する方法で規定することにより、対象事項を広くしています。
5	p.5 1. 市民投票の対象となる事項	「除外する事項」について、「(2)法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」は不要ではないか。 (理由) 当条例の根拠となる自治基本条例は、そもそも法令に定める住民投票制度とは別個のものとして市民投票の制度を設けようとするものであることは(実施手続を条例に委任していることなどからも)明らかであるから、あえてこれを対象事項から除外するまでもない。 法令に定める住民投票制度であって、豊中市が独自に設けようとする市民投票制度との競合が問題になるような事例は、(合併協議会の設置を議会が否決したときの住民投票などのほかは)極めて限られていると思われる。	「法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」については、地方自治特別法の制定(憲法第95条)、議会の解散請求(地方自治法第76条)、議員の解職請求(地方自治法第80条)、市長の解職請求(地方自治法第81条)および合併協議会の設置(市町村の合併の特例に関する法律第4条)があります。その中でも、議会の解散請求および議員・市長の解職請求に必要な署名数は、市民投票よりも多い数(3分の1以上)が必要であり、その関係からみると、法令に基づく請求よりも、市民投票を請求する方が、要件が緩いことになってしまい、法的に疑義が生じます。したがって、法令に基づいて投票が行える事項については、その手続きを踏むこととして、市民投票の対象から除外しています。
6		「(2)法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」について、法令の規定に基づいた住民投票を請求するよりも、すくない署名数で投票を請求できる場合もあるなど、メリットも考えられることもあり、市民の権利行使の機会を広げるべきだと考えるため、除外事項からはずすべきである。	

市民投票制度の基本的な考え方(案)への意見募集に対する  
市民意見の概要とそれに対する市の考え方

7	p.6 2. 投票資格者の範囲	外国人の範囲について、3年を超えて在留する外国人にも投票資格を認めることに賛成する。しかし、要件の設定についての考え方において、「外国人が日本の社会生活になじみ、市民投票の案件について日本人と共に考えることができる知識を身に付けていること」「を考慮し」という部分について、行政の責任において、「日本人と共に考えることができるよう情報提供に努める」ことが必要ではないかと考える。	外国人の方々への情報提供については、日本人の方々と同様に行政の責務だと考えています。したがって、ご指摘のとおり、日本人の方々と共に考えることができる知識を得られるように、情報提供に努めていきます。また、情報提供に努めることで日本人の方々と同様の条件で市民投票の案件について考えることができる、と考えますので、日本人の方々と同様に、外国人の方々も、在住要件の3ヶ月のみを設定することとします。
8	p.6 2. 投票資格者の範囲	「外国人の範囲」について、永住外国人以外の外国人に、3年という在留要件を設けているが、短期間で日本の社会生活になじみ、日本人と共に考えるだけの知識を身に付けられる外国人もいると思うので、在住要件の3ヶ月のみを設定し、日本人と同じ条件にしていいのではないかと考える。	
9	p.7 3. 投票資格者名簿の調製	名簿を常設すればいいのではないかと。市民投票を行うつどでは、手間がかかり、間違いもおきやすい。	市は、市民投票が実施することになった際に、正しく速やかに名簿を作成できるように、データの整理を行うこととしています。
10	p.10 9. 市民投票の成立要件	ボイコット運動を招きやすくなるなどの懸念から、成立要件を設けないことは賛成。その上で、投票の結果について、どのように判断し尊重するのか、判断方法や基準などを条文の中で示し、総合的に見ていくことを明記すべきではないかと考える。	市長や議会が下す判断については、政治的に責任が問われるべきと考えますので、一律に判断方法や基準などを条文上で規定することは難しいと考えます。そのため、判断方法や基準については、自治基本条例において、議会の審議権、市長の提案権を侵すことのないように、市民投票のつど、その時の投票結果全体を考慮し、尊重義務を果たしていくこととしています。なお、投票結果については、賛成反対の数だけでなく、投票総数や投票率など、さまざまな情報を提供することで、結果についてみていきやすくしていきます。
11	その他意見	手続の公正性と透明性を担保できるように、市民投票の手続きの中身を、条例で規定し、明確にすべきではないかと考える。	市民投票の手続きについては、ご意見を踏まえ、条例にて規定し、明確にしていきます。